

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

令和元年11月 1日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 一宮市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間(午前8時から午後4時)に限り、0歳から3歳未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

アパート等は、名称・棟号室番号までご記入ください。

申請者情報表: 申請者(窓口来所者)のフリガナ(フリガナ)、氏名(一宮 太郎)、印、申請子どもの続柄(父)、現住所(〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号)、生年月日(昭和・平成56年1月31日)。

申請子どもの保護者及び同居者情報表: 同居者のフリガナ(フリガナ)、氏名(一宮 太郎、一宮 花子、一宮 春子、一宮 夏男)、申請者の続柄(父、母、姉、兄)、生年月日、個人番号、勤務先(一宮市役所、大志小学校6年、大志小学校1年)。

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

施設情報表: 施設名(××幼稚園)、所在地(〒491-0000 一宮市〇〇町1-1)、利用開始予定日(令和2年4月1日)。